

インターネットと法律

南部 あゆみ¹

1 目的

本講義の目的は、インターネットトラブルを法的に分析し、法律によって解決できる範囲とできない範囲を整理することである。子どもがトラブルに巻き込まれた場合、まずは法律以外で解決する手段を考えるべきである。特に子ども同士のトラブルでは、初めから法律を持ち出すとかえってこじれてしまう。しかし、問題が重大な場合、もしくは金銭が絡む場合は、最終的な手段として法律に頼らざるを得ない。我々は法律を必要な時期に持ち出すことができるよう、準備しておく必要があるのである。

ただし、インターネットの世界では、法律が未整備であることもまた事実である。当然のことながら、刑法や民法をはじめとする従来の法律でも、インターネットトラブルに対応することは可能である。しかし、従来の法律は基本的に現実世界を念頭に置いているため、インターネットという特殊な世界においては「法律の適用はできるのだが、結果に違和感がある」という事態が生じかねない。そのため本講義では、具体的なトラブルを材料に「法の有効性と限界」を解説することを目的とした。

具体的なトラブルとしては、①名誉棄損における被害の回復方法・②オンラインゲームの課金・③自らアップした情報の削除（忘れられる権利）、の3点を取り上げる。いずれも子どもが巻き込まれやすいトラブルであり、また③は最近の東京高裁判決が新聞等でも注目されている。「法律で解決できることがある」と同時に、「法律でも解決できない部分があるため、トラブルを未然に防ぐことを意識すべきである」ということを、まず大人である我々が正しく理解し、子どもに伝えていかなければならない。

2 前提知識の整理：法律における「責任」とは

2-1. 刑事責任と民事責任

インターネットトラブルを解決するための法律は多数あるが、主に刑法およびその特別法と、民法およびその特別法に分けることができる。トラブルを引き起こした人物（加害者）は、該当する法律によって裁かれ、責任を追及される。そして一般的に、刑法関係の責任を刑事責任、民法関係の責任を民事責任と称している。

これらは、要は「誰に対する責任か」という問題である。例えば交通事故の加害者は、刑事裁判と民事裁判という二つの裁判で裁かれ、刑事責任と民事責任という二つの責任を負うことになる。刑事裁判では、検察官（国家）が加害者を訴える。その目的は、社会の

¹ 平成国際大学准教授

秩序や公益を阻害したことに対する責任を負わせることである。つまり、「事故を起こさないように運転しなければいけないのに、それを怠り事故を起こし、社会の安全を脅かしたこと」が責任の所在である。そのため、加害者は社会（国家）に対して責任を負う。

一方で民事裁判では、交通事故の被害者が加害者を訴える。事故により、被害者には様々な損害が発生する。怪我の治療費や後遺障害、精神的な損害、怪我が回復するまでの間就業できない分の損失などである。そういった損害を填補（穴埋め）することが、民事裁判の目的である。つまり、加害者の被害者に対する責任が民事責任である。（行政責任は省略）

2-2. 民事責任の基本

インターネットトラブルにおいても、以上の二つの観点から法的処理を行うことになる。本講義では民事責任を中心に解説する。子どもが巻き込まれるケースでは、民事責任が問われることが多いからである。そこでまず、本講義に必要な範囲で、民事責任の基本をまとめておく。

誤解を恐れずに簡潔に述べるならば、民事責任とは「契約に基づく責任」と「不法行為に基づく責任」である。そして責任のとり方は損害賠償、つまり金銭の支払いである。まず、契約とは経済活動（取引）についての約束のことである。例えば、自転車を3万円で売り買いするという売買契約や、アパートの一室をひと月6万円で貸し借りするという賃貸借契約など、取引の内容について当事者が合意に至ることをいう。契約当事者は、自らが結んだ契約を守らなければならない（自転車を売ると約束したのならば引き渡さなければならない）、守らない場合は責任を追及される。

次に不法行為とは、他人から自分の権利や利益を侵害された場合に、損害賠償を請求できる制度のことをいう。我々は、他人の権利や利益を侵害してはならない義務を常に負っており、侵害した場合には責任を負う。「権利や利益」には多種多様なものが含まれる。例えば、他人を殺すこと（生命の侵害）、他人に怪我をさせること（健康の侵害）、他人の物を壊すこと（財産権の侵害）、他人の秘密を暴露すること（プライバシーの侵害）、浮気すること（平穏な夫婦生活の侵害）など、すべて不法行為である。

上記二種類の「責任」には、過失責任主義という共通のルールがある。契約を守らなくても、他人の権利や利益を侵害しても、それが故意または過失によるものでなければ、責任を追及されないという意味である。故意とは、結果の発生を認識しながら、あえてその行為をし、結果を発生させることである。例えば、自転車の売主がはじめから自転車を引き渡すつもりがない場合や、交通事故の加害者がはじめから歩行者をはねるつもりで運転していたような場合である。一方で過失とは、結果の発生を認識してはいないが、社会的に要求される注意を怠ったことによって、結果を発生させることである。要は、故意はないのだが、不注意によって結果を引き起こしてしまった場合をいう。自転車を引き渡すつもりで売主が配達途中で事故を起こし、自転車が破損して引き渡せなくなった場合や、交通事故で加害者が脇見運転をしていて歩行者と接触してしまったようなケースである。

つまり民事責任の場合、「何をしてしまったのか」という結果ではなく、「何故してしてしまったのか」という理由の部分に責任の所在を求めているのである。故意がある場合は、責任を負わせるのに疑問の余地はない。問題は過失である。ポイントは「不注意」であるが、これは注意義務違反＝注意すべき義務を怠ることを意味する。我々は意識しようとしまい

と常に様々な注意義務を負っている。そしてこの注意義務の内容は、ケースバイケースで決まる。判断基準は、社会的に要求される一般的な注意を尽くしたか否かである。ある状況に置かれた当該人物に対して、一般人（平均的な人）が「これくらいの注意はしてくれるだろう」と期待・信頼する程度の注意を尽くす義務（期待・信頼にこたえる義務）が注意義務の内容であり、これを怠ることが不注意＝過失だといえる。上記の例でいえば、「自転車を売る以上、商品を破損しないように注意して取り扱ってくれるだろう」という期待にこたえる注意義務や、「自動車を運転する以上、脇見などしないで運転しているだろう」という期待にこたえる注意義務、ということになる。複雑なのは、こうした義務の内容は、当事者の能力や当時の状況など様々な要因によって、ケースバイケースで決まることである。大人に対する期待と子どもに対する期待が異なるように、状況に応じて柔軟に判断されるため、同じ被害を引き起こしたとしても、責任を追及される人とされない人がいる。もちろん例外規定もあるので、すべての事例であてはまるわけではないが、民法の処理はこのような判断基準に基づいているということをも、まず理解していただきたい。

3 インターネットにおける名誉棄損

3-1. 加害者に対する請求

飲食店を営んでいるAが、インターネット掲示板で「A店では消費期限切れの食品が使われている」と書き込まれていることを知った。そのような事実はないが、掲示板では真実のように記述されており、その書き込み以来、店の売り上げは落ちている。このような場合、被害者であるAはどのような解決方法で被害を回復することができるか。

まず、書き込みをした加害者を特定できるのであれば、民法709条（不法行為）を理由に、加害者に責任を追及することができる。不法行為の保護法益の中には、名誉も含まれる。名誉とは人の社会的な評価のことであり、他人の名誉を違法に侵害し、社会的な評価を低下させることを名誉棄損という。不法行為の一類型であるので、709条に基づき、被害者は加害者に対して損害賠償を請求することができる。

以前は新聞や雑誌等の記事が名誉を棄損したとして、有名人が出版社を訴えることが大半であった。しかし近年ではインターネットが普及したことで、不適切な書き込みにより、一般市民が被害者や加害者となる事態が増加している。そしてインターネットの特性が、被害をより拡大し、また深刻化させている。つまり、現実世界の名誉棄損とは異なる様相が、インターネットでは見られるという傾向がある。

3-2. インターネットの特徴と名誉棄損

現実世界との相違点として、インターネットには以下のような特徴がある²。

まず、インターネットでは情報が双方向でやり取りされる。つまり、利用者は情報を受診するだけでなく、発信者になりうる。従来は、情報の発信者は限られており、一般市民は単なる受信者に過ぎなかった。インターネットという手段を手に入れることで、我々は

² 高田寛『Web2.0 インターネット法 新時代の法規制』（文真堂、2007）4-9頁。

容易に情報を伝達することができるようになったが、それは同時に誰もが加害者になる危険性をも内包している。

さらに、この情報発信は匿名性が高いものである。もちろんプロバイダ等に依頼して IP アドレスを特定することは可能であるが、ハードルは高い。これには二つの側面があり、匿名性の高さが不用意な発言や悪意のある書き込みを誘発する一方、被害が生じた場合には加害者を特定しにくいという不都合が生じる。

また、デジタル情報は複製（コピー）が容易である。加えて複製の品質はオリジナルと変わらない。複製が容易なことで、インターネットでは情報の伝播性が飛躍的に高まった。一度アップされた情報はあつという間に、世界中に広まるおそれがある。さらに、情報はいつまでも残存する。自分の目に入る範囲の情報を削除したところで、世界のどこかに複製が残っていることも十分に考えられるのだ。

以上の特徴から、インターネット上で名誉棄損が行われた場合、その被害は現実世界よりも拡大しやすく、回復しにくいという深刻な事態に陥る。しかも、子どもも含めた誰もが、加害者にも被害者にもなりうる。そのことを理解した上で、我々はインターネットを利用し、発生したトラブルに取り組まなければならないのである。

3-3. プロバイダに対する請求

加害者に対する請求は、そもそも加害者が特定されていることが前提なので、特定されていない場合には、まずプロバイダに対して加害者情報の提供を請求することから始まる。プロバイダがこれを拒否すれば、裁判で争わなければならない。これだけでも被害者にとっては大きな負担である。

しかも、たとえ加害者が特定でき、情報の削除や損害賠償が認められたとしても、なお被害が収まらないことも十分に考えられる。加害者が書き込んだ情報であれば、加害者が取り消すことができるが、それがコピーされて出回っていたり、その情報を鵜呑みにした第三者がさらに拡散させていることも多いからである。その場合、拡散させている者すべてを特定することは事実上不可能である。場を提供しているプロバイダや掲示板等の管理人に削除を依頼しなければ、事態は收拾できない。

現在、大手のプロバイダは独自の削除基準を設け、自主的に被害者からの訴えに応じている。しかし削除依頼を受け付けていなかったり、(受け付けていても) 削除の是非で争われることもある。そこで、そもそもプロバイダには名誉棄損被害に対し、被害の拡大を防止する義務（管理義務や削除義務）があるのか、という問題が生じる。削除義務がないのであれば、削除は単なるサービスに過ぎず、実行せずともプロバイダに責任は生じない。一方で削除義務が認められれば、義務に違反したとして、プロバイダそのものに責任追及することが可能になる。

プロバイダの削除義務を認めた有名な判例としては、2ちゃんねる動物病院事件（東京高判平 14・12・25（判時 1816 号 52 頁））がある。2ちゃんねるが、匿名性の高さゆえ名誉棄損発言が頻発している場であること、削除基準が不明確で削除依頼も困難であること等から、「匿名性という本件掲示板の特性を標榜して匿名による発言を誘引している控訴人には、利用者に注意を喚起するなどして本件掲示板に他人の権利を侵害する発言が書き込まれないようにするとともに、そのような発言が書き込まれたときには、被害者の被害が

拡大しないようにするため直ちにこれを削除する義務があるものというべき」であると判断され、情報の削除および（削除義務を怠ることが不法行為に該当するとして）損害賠償（経営者・獣医に各 200 万円）が認められた。

本件は、場の管理者にとってかなり厳しい判決となった。その背景としては、2 ちゃんねるの運営方針が違法情報を助長・促進する状況を作り出していたこと、原告の削除依頼に対して不誠実な対応を繰り返したこと等、2 ちゃんねる特有の事情があったことも指摘されている。そのため、一般的に「削除要請に応じなければ即違法」となるわけではない。しかしプロバイダにとっては、判断に迷うこともあるだろう。違法になることを恐れるあまり、要請のあった削除依頼にすべて応じては、残すべき情報すら残らず、自由な意見表明というサイトの価値を損なうことになってしまう。

そこで平成 13 年にプロバイダ責任制限法（正式名称は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」）が制定された³。これはプロバイダの責任を制限するための法律である。一般的に、プロバイダは侵害情報（違法性や権利侵害が極めて明白な書き込み）を削除する義務があり、これを怠ると責任を追及される。しかし、侵害情報か否かの判断が困難なこともある。侵害情報を削除しなければ被害者に対する削除義務違反になるが、一方で問題のない情報を削除してしまった場合、書き込んだ人の表現の自由を侵害したことになる。いずれにしても責任を追及される恐れがあるという「板挟み」の状態からプロバイダを解放するために、一定の基準を定めたのが本法律である。本法律では第 3 条で、「プロバイダが侵害情報を放置した場合」および「適法な情報を削除した場合」について、一定の免責事由を設けている。

詳解すると、本法律の対象となるのは正確には「特定電気通信役務提供者」である。特定電気通信とは、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信（2 条 1 項）であり、ウェブサイトやブログ、掲示板のように、不特定の者が受信する情報のことをいう。そして、この特定電気通信を行うための電気通信設備を用いて他人の通信を媒介したりサービスを提供する者が、特定電気通信役務提供者となる。典型例としてはプロバイダやサーバの管理運営者であるが、掲示板の管理者や、他人が自由にコメント書き込める場（ブログや SNS）の主も含まれる（本稿では「プロバイダ」と称する）。

第 3 条では、以下の 2 点について免責事由が定められている。まず、プロバイダが侵害情報を削除しなかったとしても、次のいずれか 1 つに該当しない限りは被害者に対して損害賠償責任を負わない。①削除が技術的に可能で、プロバイダが情報の存在とそれによる権利侵害を知っていた場合・②削除が技術的に可能で、プロバイダが情報の存在を知っており、さらにそれが権利侵害にあたることについても知ることができた認められる相当の理由がある場合・③管理者が情報の発信者である場合。

次に、プロバイダが適法な情報を削除してしまったとしても、次のいずれか 1 つに該当する場合には、発信者（書き込んだ者）に対して損害賠償責任を負わない。①必要な限度での削除であり、かつ情報によって他人の権利が不当に侵害されていると管理者が信じるに足りる相当の理由があった場合・②必要な限度での削除であり、かつ発信者に対する意

³ プロバイダ責任制限法に関しては、奥村久道・森亮二『インターネットの法律 Q&A』（電気通信振興会、2009）106-113 頁の解説が分かり易い。

見照会（削除に同意するか否か）を発信者が受けた日から7日を経過しても、発信者から削除に同意しないという申し出がなかった場合。

インターネットは、誰もが自由に意見を発信できるという点が大きな魅力である。しかし一方で、無責任な情報発信による被害者を放置することは許されない。表現の自由と被害者の保護、両者をどのように両立させるべきかという課題があり、プロバイダ責任制限法はその一つの基準を示したものといえる。

我々が不適切な書き込み等により被害を受けた場合、制度上は以上の方法を用いて被害の回復に努めることが可能である。しかし、実際には多大な時間と労力を要する。また、インターネットの特徴から、その被害は計り知れない。さらに、自分が加害者になり責任を追及されることも考えられる。悪気のない浅慮な書き込みであっても、その情報は拡散され、永久にネット世界に残存するかもしれない。そうした特性を十分に理解した上で、我々はインターネットと適切に付き合わなければならないし、子どもに対しても伝えていかなければならないのである。

4 ゲーム課金

近年、子どもがオンラインゲーム等に高額課金するというトラブルが増加している。実際には子どもは高額な現金を有していないので、親のクレジットカードを勝手に用いて課金し、後から親に身に覚えのない請求が届くといったトラブルであり、国民生活センターにも多くの相談が寄せられている⁴。子どもはゲームに熱中しやすく、またゲーム自体が課金を誘うようなシステムになっていること、そして直接現金をやり取りしないため契約を結ぶ（アイテムを購入する等）という意識が希薄になることが理由として挙げられる。

高額な請求が届いても、子どもには支払能力がないため、親が肩代わりをすることになるであろうし、クレジットカードならば親名義なので、親自身の支払い義務が問題となる。高額すぎる場合には、会社と相談して減額を求める等の処理がなされることもある。ただしそれも会社側の好意によるところが大きいため、必ずしも減額が認められるわけではない。それでは、法的にはどのような解決方法が考えられるのだろうか。以下で検討を試みてみたが、現在のところ判例が存在しないため、「理論上成立しうる」という程度で捉えて欲しい。

4-1. 未成年者取消権

未成年者の場合、民法第5条における未成年者取消権を適用することができる。未成年者が契約を結ぶには法定代理人（親権者等）の同意を得なければならず（1項）、同意を得ずに契約してもあとから取り消すことができる（2項）という規定である。ただし、未成年者が自らを成年だと偽って契約した場合は、取消権は認められなくなる（21条）。

契約とは経済活動（取引）についての約束のことであり、取引の内容について当事者が合意に至ることで成立する。そして、成立した契約は守らなければならない。守らない場

⁴ 国民生活センターHP より（http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/game.html）。

合は責任を追及されることになる。なぜ守らなければならないのかというと、契約が自由だからである。誰と契約するも自由、どのような内容でも自由、いかなる形式でも自由、契約を結んでも結ばなくても自由である（契約自由の原則）。我々は、何も強制されない自由な立場で自分の利益を追求し、自分にとって最も有利となるであろう契約を、最も望ましい人物と締結することができる。契約により利益を得たら、それは自分の成果として当然に取得することができる。その代わり、上手くいかなかったとしても自分で損失を負わなければならない。要は、「自分で決めたのだから守りなさい。利益を取得できるのだから責任も負いなさい。」という至極シンプルな理屈なのである。

しかし、以上のルールを徹底するには、大前提として契約当事者に「自分で決めることができる能力」が備わっていなければならない。自己決定・自己責任を根拠とする以上、自己決定をできない者に自己責任を負わせるわけにはいかないからである。そのため、判断能力が未熟な者がした契約について、責任から解放する制度が設けられた。

まず、民法の規定には存在しないが、行為の結果を判断するに足りるだけの知的能力のことを意思能力とし、この意思能力が欠ける者（意思無能力者）のした契約を無効とするというルールがある。これにより、幼児や重大な精神疾患を患っている者が、契約内容を理解せずに単に「契約を結ぶ」と発言したところで、その契約は無効となり、責任は問われないということになる。

しかし、意思能力の有無は判断が難しい。同い年であっても能力の程度には差異があり、また契約の難易度によっても判断が分かれるからである。つまり、「この人物にはこの契約を判断するだけの意思能力があったのか」ということを、あとから裁判所が個別具体的に判断するのである。例えば6歳の児童であれば、コンビニで菓子を買うための能力はあるが、株式に投資するだけの能力はまだ備わっていない、というように判断される。個別具体的であるがゆえに、柔軟な結論を出すことができる一方、実際の取引場面では、契約の相手方は判断に困るであろう。

そこで民法は、判断能力が未熟である可能性が高い層に対して、一律に線引きをする制度を設けた。その一つが未成年者取消権（5条）なのである。何歳の子どもがどのような契約を理解できるのかを個別具体的に判断するのが困難なため、20歳という画一的な基準を定め、19歳以下であれば具体的な意思能力の程度にかかわらず、保護の対象としたのである。そして保護の方法として、未熟な能力を補うべく法定代理人の同意を求め、同意がない場合はあとから契約を取り消すことができるという形で、未成年者を厳しい契約責任から解放したのである。

取消権の行使方法は容易で、例えば子どもがゲーム課金をしてしまったとしても、あとから「親の同意がなかった」と主張すれば、それだけで課金契約は取り消される。取消しの効果として、子どもは代金を支払う義務から免れる。

ただし、ここで一つ問題が生じる。21条では「制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるために詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない」とあり、未成年者が成年であるかのように詐術を用いて課金した場合、取消権を行使することができなくなる。そもそも未成年者取消権は、判断能力が未熟な者を保護するという政策的な制度であるため、相手を騙して契約を結ぼうとするような悪質な者は、保護に値しないからである。一般的に、インターネット上で課金をする手続きとして、成年か否かを問う画

面を通過する必要がある、例えば「20歳以上」のボタンを選択しなければ課金ができない仕組みになっている。そのため、この「20歳以上」ボタンのタップが、21条における「詐術」に該当するのかが問題となる。

裁判例がないため、確かな結論を出すことはできないのだが、従来の判例では、21条の「詐術」について「相手方に対し積極的術策を用いた場合にかぎるものではなく、無能力者が、ふつうに人を欺くに足りる言動を用いて相手方の誤信を誘起し、または誤信を強めた場合をも包含すると解するべきである。したがって、無能力者であることを黙秘していた場合でも、それが、無能力者の他の言動などと相俟って、相手方を誤信させ、または誤信を強めたものと認められるときは、なお詐術に当たるといふべきであるが、単に無能力者であることを黙秘していたことの一事をもって、右にいう詐術に当たるとするのは相当ではない。」との見解を示している（最判昭44・2・13（民集22巻2号291頁））。この基準によると、積極的な詐術とまではいえなくとも、少なくとも何らかのアクションは必要となる。これを根拠にボタンのタップを詐術とみなすという見解にも一理ある。

しかし、対面式での詐術と、画面を通してのやり取りとでは、詐術の難易度が異なる。対面式であれば、見た目や言動から未成年者であるとの疑いをもつことも可能である。しかし画面では、こうした情報が一切得られない。そもそも、ボタンのタップのみで利用者が未成年者か否かを判断するのは不可能である。いくらでもごまかすことが可能な仕組みを採用しているのはゲーム提供者の方であり、子どもが課金したさに嘘をつくことなど最初から予想できるはずである。そうした仕組みを自ら導入しておきながら、子どもが「20歳以上」をタップしたとして21条を主張するのは、未成年者保護という本来の制度趣旨を没却しかねない。したがって、単にボタンのタップのみでは詐術に該当しないと判断するのが妥当ではないだろうか。

4-2. 公序良俗

課金の額があまりに高額な場合は、90条を用いることも可能である。「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。」という規定であり、「公の秩序」とは国家の一般的な利益のこと、「善良の風俗」とは社会の一般的な道徳観念のことをいう。つまり、当事者が望んだことであっても、公益や道徳に反する契約は無効だという意味である。例としては、犯罪を目的とする契約（殺人依頼契約など）、倫理に反する契約（愛人契約など）、人権に反する契約（差別を伴う契約など）があり、この中に暴利行為も含まれる。

ただし、これも裁判例が存在しないため、あくまでも「理屈上は可能」というだけである。実際に裁判で勝てるか否かは定かではない。

4-3. クレジット払いの場合

子どもがゲーム課金をする際、親のクレジットカードを利用することが多い。親が以前に打ち込んだ暗証番号等が端末に残っているのを利用したり、識別情報のみで決済できる場合には親のカードを盗み見て無断で利用したり、対面ではないインターネット決済だからこそ、不正利用が容易にできてしまう。

それでは、子どもの不正利用について、親は責任を負い課金分を支払わなければならない

いのか。これが他人の不正利用であれば、一般的なクレジットカードには盗難保険が付されているため、カード会社側が損害を填補することになる（被害者である会員は支払わなくてよい）。不正利用というリスクを会社側が負っているのである。しかし、この原則には例外規定が存在し、その一つが家族間の不正利用である。大抵のカード会社は、親のクレジットカードを子が使う等、家族間での不正利用については補償しないとしている。それは、他人が加害者であるケースと比較して、家族間では不正利用が容易だからであり、カード本体や情報をより厳重に管理しなければならないからである。そのため、クレジットカードによるゲーム課金の場合、親が子の代わりに支払わざるを得なくなる。

この問題について、ゲーム課金ではないが参考になる判例がある（長崎地佐世保支判平20・4・24（金判1300号71頁）。X（クレジットカード会社）がY（契約者）に対して利用料金（285万8789円）の支払いを請求したところ、この利用代金はYの長男AがYに無断でYのカード情報を利用して不正使用したことによるものであった、という事例である。Aは当時19歳であったが、自らの携帯電話を用いて、カード上の識別情報（名義人名・カード番号・有効期限）を入力の上、インターネット上で決済する有料アダルトサイトに幾度となくアクセスして利用していた。Xの会員規約では、第三者がカードを不正利用した場合には、会員が被る損害をXが補償することが定められているが、家族間の不正利用で、かつ会員に重過失がある場合には補償されない（家族は他の第三者と比べて容易に不正利用できるため、会員もカードの管理義務が重くなる）。

判決では、「会員の家族等による「盗難」の場合を定めたのは、会員の家族等は、他の第三者に比してはるかに容易に会員のカードの占有を無断取得することができる立場にあることなどから、Xが会員の家庭内の個別事情に踏み込んで会員の故意又は重過失を立証することは相当困難となり得る一方、会員は、Xに対し善良なる管理者の注意をもってカードを使用管理すべき義務を負っており、より適切に会員の家族等による「盗難」を防ぎ、その不正使用を防止し得る立場にもあることが考慮されたもの」として規約内容に理解を示したものの、「インターネット上における非対面での情報入力によるカードの不正使用の事案においては・・・カード会社が採用したカード利用方法との関連で会員の帰責性を考慮する余地が」あるとして、インターネットの例外を指摘した。その理由としては、「カード識別情報を利用したなりすまし等の不正使用及びそれにより会員が被る損害を防止するには、カード識別情報の入力による利用方法を提供するXにおいて、カード識別情報に加えて、暗証番号など本人確認に適した何らかの追加情報の入力を要求するなど、可能な限り会員本人以外の不正使用を排除する利用方法を構築することが要求されていたというべきである。入力作業の手間が少ない方が会員の利便性が向上するとともに、カードの利用が促進されてXの利益にもつながることや、暗証番号等の本人確認情報も含めたインターネット上での与信判断プロセスの構築に多額の費用がかかり得ることなどを考慮しても、決済システムとしての基本的な安全性を確保しないまま、事後的に補償規約の運用のみによって個別に会員の損害を回避しようとするだけでは不十分というほかない」からである。そして、本件では追加情報の入力を要求しておらず、カード識別情報のみの利用方法があることを規約で明示していないことを挙げ、「このような事情の下では、Yにカード識別情報の管理についての帰責性を問うことはできない」として、Yを免責した。

この判決が指摘するとおり、カード会社はインターネット利用を採用することにより、

顧客サービスを向上させ利益を得ていると同時に、不正利用の危険性が増すことも理解しているはずである。不正利用を防ぐためには、極端に言えば 10 桁の暗証番号を設定する等の措置をとればよい。しかし手続きが複雑になると利用者が減少するため、現在は「不正利用のリスクを受け入れた上でインターネット利用の利便性を重視し、売り上げを得ている」状況といえる。不正利用の際には補償コストがかかるが、セキュリティを厳重にするよりもその方が安上がりだとの計算が働いているのだろう。そうであれば、そのような判断をしたリスクは会社側が負うべきである、というのが判例の姿勢なのである。

ゲーム課金の場合も、この理屈を用いれば親が免責される可能性がある。ただし、ゲーム課金の裁判例はまだないので、確かなことは言えない。親は、自分のカードや情報をしっかりと管理し、子どもが不正利用できないよう努めるのが第一である。なお、カード会社が補償したとしても、会社が不正利用（不法行為）を理由に子どもに損害賠償を請求しないか、という疑問もあるだろう。この点に関しては、子どもへの損害賠償請求は本来の制度趣旨を没却しかねないため認めるべきではないとの見解も多い。しかし本件ではその後、X は控訴するとともに、A に対して別訴で不正利用を理由に利用代金相当額の損害賠償を請求しており、結果的に A が X の損害を賠償するという形で和解が成立した⁵。

5 不適切な投稿と「忘れられる権利」

5-1. 悪ふざけの責任

近年、若者がアルバイト先の悪ふざけを SNS に投稿し、炎上するという事件が続発した。冷蔵庫に入る、食材を使って遊ぶといった行為であるが、これにより閉店に追い込まれた店舗もある。投稿した本人にしてみれば、仲間内での盛り上がりを目的とした軽い冗談だったのかもしれないが、その代償はあまりにも大きい。問題は、本人が「仲間しか見ないだろう」との認識で投稿した先がインターネットだったことである。インターネットは世界中とつながっており、一度アップした情報は世界の裏側からも閲覧可能である。そのことを理解せずにした軽率な行為が、投稿者に多大な責任を負わせることとなった。

具体的には、刑事・民事双方の責任が考えられる。刑事責任としては、例えば店舗が清掃業務で一時休業を余儀なくされる、顧客が離れ閉店に追い込まれる等の結果となれば、威力業務妨害罪（刑法 234 条）が問われ、3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科せられる。悪ふざけに用いられた器具が（たとえ清掃したとしても心理的に）もう使用できないと判断されれば、器物損壊罪（同 261 条）の余地もあり、3 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金・科料となる。一方で民事責任としては、不法行為（民法 709 条）に基づき、原状回復（消毒等にかかった費用）や休業損害、信用棄損による損害等について損害賠償を請求される。よほど悪質なケースでなければ刑事責任まで問われることは稀であり、

⁵ 本件の訴訟代理人の評釈として、福岡博孝「判批」現代消費者法 3 号 39-44 頁（このうち A に対する別訴については 44 頁に記載）。その他の評釈として、河上正二「判批」消費者法判例百選 230-231 頁、下村信江「判批」判タ 1291 号 50-57 頁、坂東俊矢「未成年者保護法理の意義とその揺らぎについての法理論」産大法学 47 卷 3・4 号 195-197 頁。また箕輪靖博「インターネットによるクレジットカード会員外使用の民事責任(1)(2)」福岡大学法学論集 53(3)141-159 頁・53(4)399-412 頁も参考になる。

おそらく民事責任が主となるであろう。

5-2. 自ら投稿した情報の削除請求

不用意な投稿により他者に迷惑をかけた場合、以上のような責任を問われるが、実際には投稿者はそれ以上の損失を負うことになる。炎上により身元を特定されれば、不安感だけでなく、その後の進学や就職に影響するかもしれない。しかもインターネット上の情報は完全に消し去ることが困難であり（残存性）、「若気の至り」が何十年もさらされ続けるのである。悪ふざけとしては大きすぎる代償であろう。

それでは、このような投稿をインターネット上から削除するよう求めることは可能だろうか。名誉棄損で前述したように、自らの投稿を削除するのは当然にできる。しかし、コピーにより拡散された情報について、プロバイダ等に削除要請した場合、プロバイダ側に削除義務は生じるのだろうか。名誉棄損は「被害者からの請求」であった。今回は「自ら投稿した情報」であり、いわば自業自得ともいえるケースなのである。自ら投稿した場合、法的に考えればプライバシーを放棄した事案といえる。自らプライバシーを放棄しておきながら、後から情報の削除がプロバイダの義務だとするのは理論的に難しい⁶。

上記のような悪質な投稿でなくても、子どもが自分のプロフィールをアップしてしまうこともあるだろう。本人は、仲間（自分が見せたい相手）しか見ていないと思っており、赤の他人が閲覧することなど想定していない。しかし当然のことながら、その情報は世界中を駆け巡る。コピーにより世界中に拡散された情報を全て削除することは不可能であるし、プロバイダに削除を請求するにもその根拠はどこに求めるのか。たとえ限定されたメンバーしか閲覧できないよう制限をかけていても、閲覧した相手はその情報をコピーして外に漏らすこともあり得る。名誉棄損のように加害者が存在する場合よりも、自ら投稿した情報の方が、法的処理が困難なのかもしれない。

5-3. 過去の犯罪歴と「忘れられる権利」

自ら投稿した情報について削除要請が可能かについては、まだ判例がなく、法的な結論は出せない。プロバイダと交渉をして法律外の処理に努める方が現実的である。法的な考え方としては、ヨーロッパで注目されている「忘れられる権利」が参考になる。これについて、最近出された判決を紹介したい。過去の犯罪歴に関する記事について削除要請をした事案であるが、もしこれが認められるのであれば、自ら投稿した情報についても「削除を求める権利」がそれ以上に容認されるべき、との理屈が成り立つからである。

① さいたま地決平 27・6・25（判時 2282 号 83 頁）

X の過去の犯罪歴（児童買春・ポルノ禁止法違反で罰金の略式命令が確定）が、グーグル検索結果に表示されることにより、「更生を妨げられない利益」が侵害されているとして、検索結果の削除を求めた事案（氏名・住所を検索すると逮捕時の記事が表示される）。まず被保全権利として、「刑事事件の被疑者として逮捕されたという事実は、逮捕された者

⁶ 宇賀克也「「忘れられる権利」について」論究ジュリスト 18 号 31 頁では、約 10 年前に自ら雑誌のインタビューで不良グループに所属していたことを公表したことが、プライバシー権で保護される法的利益を放棄したと判断された事例として、東京地決平 27・12・1（判例集未搭載）が紹介されている。

の名誉あるいは信用に直接かかわる事項であるから、その者は、みだりに当該事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有するところ、更に債権者は、既に罰金刑の処罰を受けており、一市民として社会に復帰することが期待されるから、過去に逮捕されたという事実の公表によって新しく形成している社会生活の平穩を害されその更生を妨げられない利益を有する。」と述べ、「更生を妨げられない利益」の存在を認めた。また、Xは罰金刑を受けてから3年以上罪を犯していないこと、犯した罪が罰金50万円と比較的軽微であったこと、Xは逮捕の当時も現在も社会に特段の影響を与えるような活動をしておらず、事件の背景にXの社会的地位が影響したのもでもないことを考慮し、逮捕歴を表示し続けることの公益性は低いと判断した。

その上で、削除請求については、「その者のその後の生活状況を踏まえ、検索結果として逮捕歴が表示されることによって社会生活の平穩を害され更生を妨げられない利益が侵害される程度を検討し、他方で検索エンジンにおいて逮捕歴を検索結果として表示することの意義及び必要性について、事件後の時の経過も考慮し、事件それ自体の歴史的又は社会的な意義、その当事者の重要性、その者の社会的活動及びその影響力について、その検索エンジンの目的、性格等に照らした実名表示の意義及び必要性をも併せて判断し、その結果、逮捕歴にかかわる事実を公表されない法的利益が優越し、更生を妨げられない利益について受忍限度を超える権利侵害があると判断される場合に、検索結果の削除請求が認められるべきである」として、受忍限度論の問題であるとした。

そして本件では、Xが罪を償ってから3年余りが経過していること、知人に逮捕歴を知られた場合に回復困難かつ重大な不利益を被ること、本件の事件自体に歴史的又は社会的意義があるわけでもなく、Xに社会的活動等からみた重要性や影響力等が認められるものでもないこと（公職等でない）、検索結果を表示する公益性も高くないことから、逮捕歴の表示は受忍限度を超えているとして、削除が認められた。

② さいたま地決平 27・12・22（判時 2282 号 78 頁）

上記さいたま地決平 27・6・25 の保全異議申立事件。原決定を支持するとともに、次のように「忘れられる権利」の存在を認めた。

「一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し、更生を妨げられない利益を有するのであるから、犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から「忘れられる権利」を有するというべきである。

そして、どのような場合に検索結果から逮捕歴の抹消を求めることができるかについては、公的機関であっても前科に関する情報を一般に提供するような仕組みをとっていないわが国の刑事政策を踏まえつつ、インターネットが広く普及した現代社会においては、ひとたびインターネット上に情報が表示されてしまうと、その情報を抹消し、社会から忘れられることによって平穩な生活を送ることが著しく困難になっていることも、考慮して判断する必要がある。

債権者は、既に罰金刑に処せられて罪を償ってから3年余り経過した過去の児童買春の罪での逮捕歴がインターネット利用者によって簡単に閲覧されるおそれがあり、原決定理由説示のとおり、そのため知人にも逮捕歴を知られ、平穩な社会生活が著しく阻害され、更生を妨げられない利益が侵害されるおそれがある、その不利益は回復困難かつ重大で

あると認められ、検索エンジンの公益性を考慮しても、更生を妨げられない利益が社会生活において受忍すべき限度を超えて侵害されていると認められるのである。」

③ 東京高決平 28・7・12 (LEX/DB25543332)

上記さいたま地決平 27・6・25 の保全抗告審。「忘れられる権利」について、「そもそも我が国において法律上の明文の根拠がなく、その要件及び効果が明らかではない」として、その存在を否定した。

名誉ないしプライバシー権の侵害に基づく差止請求の可否については、「削除等を求める事項の性質（公共の利害に関わるものであるか否か等）、公表の目的及びその社会的意義、差止めを求める者の社会的地位や影響力、公表により差止請求者に生じる損害発生の明白性、重大性及び回復困難性等だけでなく、上記のようなインターネットという情報公表ないし伝達手段の性格や重要性、更には検索サービスの重要性等も総合考慮して決するのが相当である」とした上で、本件の表示は名誉権の侵害に該当するが、「本件犯行は、児童買春行為という、子の健全な育成等の観点から、その防止及び取締りの徹底について社会的関心の高い行為であり、特に女子の児童を養育する親にとって重大な関心事であることは明らかである。このような本件犯行の性質からは、その発生から既に5年程度の期間が経過しているとしても、また、相手方が一市民であるとしても、罰金の納付を終えてから5年を経過せず刑の言渡しの効力が失われていないこと（刑法34条の2第1項）も考慮すると、本件犯行は、いまだ公共の利害に関する事項であるというべきである」として、名誉権よりも公益性が優越するとの判断を示した。

つまり、Xの名誉権と公益性（表現の自由・知る権利）の比較衡量の問題であり、本件については「本件検索結果を削除することは、そこに表示されたリンク先のウェブページ上の本件犯行に係る記載を個別に削除するのとは異なり、当該ウェブページ全体の閲覧を極めて困難ないし事実上不可能にして多数の者の表現の自由及び知る権利を大きく侵害し得るものであること、本件犯行を知られること自体が回復不可能な損害であるとしても、そのことにより相手方に直ちに社会生活上又は私生活上の受忍限度を超える重大な支障が生じるとは認められないこと等を考慮すると、表現の自由及び知る権利の保護が優越するというべき」との結論に至ったのである。

5-4. まとめ

上記①②では画期的な判断が示されたが、③で覆された。同様の事件（過去の犯罪歴や不祥事をめぐる削除請求）を見ても、裁判で削除が認容されたものはない。「忘れられる権利」も被保全権利として認められず、これを根拠に削除を求めることはできない。名誉権やプライバシー権については、公益性との比較において判断される。裁判例を見る限り、刑事事件にまで発展した場合には公益性の方が優先される傾向にある。

それでは、子どもの不適切な投稿についてはどのように考えるべきか。まず、名誉権やプライバシー権を放棄したと反論されるおそれについては、判断能力が未熟な者が明確な意思をもって放棄したとは考えられない。年齢や状況にもよるが、年少時の投稿であれば削除が認められる余地はある。あとは公益性との比較である。前科に関しては、現在の裁判例を見る限り、公益性の方が優先されている。これは事件当時未成年だったとしても同様である。刑事事件とまではならない反社会的行為（少なくとも民事上の不法行為には該

当するような行為) の場合は、その悪質性の程度によるだろう。ただし、事例の積み重ねを待つよりほかはなく、確かなことは言えない。

結局のところ、インターネットトラブルに対する法的処理は緒に就いた段階であり、従来の法理論から様々な検討を加えることはできるものの、断言はできないことが多いのである。現実社会を舞台とした従来の法理論をそのままインターネット空間に当てはめてよいのかさえも、裁判によって判断が異なる。そうなると、法律による解決は最終手段程度の認識にとどめ、そもそもトラブルが生じないよう未然防止に努めた方が現実的といえよう。これが、本講義の目的である「法の有効性と限界」である。名誉棄損を原因とする差止請求等の利用可能な制度と、過去の過ちに関する削除請求の不確実さ、我々はその両方を理解しておかなければならない。法を持ち出すべき時には利用し、法では対応できない事態はそれ以外の方法を模索する、その使い分けをするために、法について学んでおくのである。そして何より、法の出番がなくても済むように、インターネットにおけるトラブルの恐ろしさを子どもたちに伝えていかなければならない。